

射水市入札参加資格審査申請書提出要領 (随時受付)

平成29・30年度において、射水市（市民病院含む）が発注する「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」「清掃等業務（その他業務委託）」「物品購入」の入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出してください。

なお、入札参加資格決定後、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載しますが、これによって直ちに発注や入札の指名があるというものではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、申請書等に事実と異なる事項を記載したときは、名簿から抹消する場合がありますので、ご注意ください。

1 申請者の要件

(1) 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項※（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

また、同条第2項各号のいずれかに該当し、本市の入札参加資格を抹消された場合は、その事実があった後2年を経過していること。 ※4ページに掲載

イ 税（市町村税、県税、国税）の滞納がないこと。

ウ 申請者の代表者、役員又はその使用人が射水市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号及び第3号に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者については、これらの開始が決定されていること。

(2) 建設工事

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

イ 資格審査を希望する業種について、名簿登載予定日の1年7箇月以内の建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をする直前の営業年度の終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にあっては総合評定値の記載のある者であること。

ウ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに加入していること。（加入義務があるものに限る。）

(3) 測量・建設コンサルタント等業務

業務に関して法律上必要とする資格を有していること。

ア 測量業務（測量一般、地図の調整、航空測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録

イ 建築コンサルタント業務（建築一般）

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録

ウ 建設コンサルタント業務

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録

エ 地質調査業務

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録

オ 補償コンサルタント業務

(7) 補償コンサルタント業務

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2による登録

(1) 不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録

(2) 登記手続等

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録

(4) 清掃等業務委託（その他業務委託）

ア 業務に関して必要とする許可、登録があること。

イ 申請時において、営業年数が1年以上の実績を有すること。

(5) 物品購入

ア 物品販売に関して必要とする許可、登録があること。

イ 申請時において、建設用原材料の買入れについては、営業年数が2年以上、その他物品購入については、営業年数が1年以上の実績を有すること。

2 申請書等の提出

(1) 提出期間

平成29年4月1日(土)から平成31年3月31日(日)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とします。

(2) 提出先及び問合せ先

〒 939-0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市役所 財務管理部 管財契約課 契約係（射水市役所 4階）

TEL 0766-51-6617（直通）

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ア 持参する場合

受付時間は、2(1)の期間中、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(4) 提出書類及び提出部数

別紙「提出書類一覧表（様式21～25）」のとおりであり、提出部数は、1部です。

申請書は、必ず「入札参加資格審査申請書（指定様式・様式1～4）」を使用してください。指定様式以外の場合は、受け付けませんのでご注意ください。

(5) 製本方法

ア 製本は、「工事」「委託」「物品」の部門ごとにしてください。ただし、「測量・建設コンサルタント等業務」と「清掃等業務（その他業務）」を同時に提出する場合は、同じファイルに綴じ、共通様式の提出は、1部としてください。

イ 申請書等は、A4サイズに統一してください。

ウ 申請書等は、A4フラットファイルに綴ってください（色の指定はありません。）。

(6) 受領確認

受領確認が必要な場合は、受領証（任意様式）を提出してください（郵送する場合は、切手を貼った返信用封筒又は必要事項を記載した返信用はがきを同封してください。）。

3 入札参加資格の有効期間

名簿登載の日から平成31年3月31日までです。

4 その他留意事項

平成29・30年度入札参加資格審査の申請から、射水市内に主たる営業所又は委任先を有する場合は、税務情報の取扱いに関する同意書を提出してください。

(1) 入札参加資格決定の通知は、行いません。公表する競争入札参加資格者名簿で登載の有無及び登載内容を確認してください。

(2) 建設工事の入札に参加を希望される場合は、毎年、経営事項審査を受けなければなりません。有効期間（審査基準日から1年7箇月）が切れる前に手続きをして、更新した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出してください（提出先及び問い合わせ先：2(2)に同じ。）。

平成27・28年度の入札参加資格審査の申請から、加入義務がある者については健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに加入していることを要件とします。

社会保険等への加入条件の確認は、総合評価値通知書により行い、当該通知書による加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが必要です。

- (3) 申請書等の内容に変更が生じた場合は、「入札参加資格変更届（以下「変更届」という。）」を提出してください（提出先及び問い合わせ先：2(2)に同じ。）。

【変更届の提出が必要な事項（一例）】

- ア 商号又は名称
- イ 営業所の名称及び所在地
- ウ 代表者及び受任者の氏名
- エ 使用印鑑
- オ 入札参加希望業種
- カ 営業所専任技術者（建設工事の場合）

- (4) 次のいずれかに該当するときは、名簿から抹消することがあります。

- ア 1(1)から(5)までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- イ 申請書等に事実と異なる事項を記載したとき。
- ウ 4(3)の変更届の提出をしなかったとき。

参考 1(1)関係

地方自治法施行令（粹）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。